

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

飯舘村の避難指示以前の人口は 6,209 人で、そのうち生産年齢は 3,552 人で、高齢者人口が 1,865 人で、高齢化率が 30%となっている。就業構造をみると、就業人口が 3,136 人で、第一次産業従事者が 27.9%と県内平均の 7.6%を大きく上回っている。また、第三次産業への従事者割合は、県内平均（63.2%）の約半分（33.7%）であった。（以上、数値は「平成 22 年国勢調査」）

産業は、基幹産業であった農林業は農家が 963 戸で、水稻作付農家が半数強を占めていた。また、飯舘村特産の銘柄牛「飯舘牛」があり、肉用牛の飼養農家も 198 戸あった。林家は 758 戸で、素材生産などが行われていた。（以上、数値は「2010 農林業センサス」）

第二次第三次産業の事業所数は、建設業が 50 事業所、製造業が 40 事業所、サービス業が 138 事業所で、それぞれの従業者数は 305 人、504 人、757 人であった。村内事業者は大企業の 1 社を除き、中小・零細事業者であった。（以上、数値は「2009 年経済センサス」）

総生産の割合は、第一次産業の構成比が高かったことから、総生産は県平均以下であった。また、1 人当たりの所得は 1,568 千円となり、県平均（2,501 千円）を下回っていた。（以上、数値は「平成 21 年度（2009 年度）版 福島県市町村経済年報」）

このような事から村民の所得向上を目的に、村内への企業誘致に積極的取り組み、村の就業環境整備に努めてきた。

令和 7 年 4 月 1 日現在の帰村者は 1, 177 人で、転入者等を含めて 1,500 人となっている。また帰村者は高齢者が多く、生産年齢に該当する村民の帰村は極めて少ない。（以上、数値は飯舘村 住民係調べ）

中小企業者に目を向けると、基幹産業であった農業に関しては、「なりわい農業」「生きがい農業」として、花をはじめとして米、野菜類を生産する従事者が増えてきている。一方、村内で事業を再開、営業を始めている事業所は 77 事業所（令和 7 年 4 月 1 日現在）あるが、特に製造業は 7 事業者と避難指示前の半分程度しか再開していない。また再開している事業者の多くが雇用確保に苦慮しており、募集をかけても集まらなかったり、折角採用してもすぐに退職したりする実態もある。（以上、数値は飯舘村商工会調べ）

帰村している村民は避難指示前の 25%にとどまり、事業者の雇用が進まない状況のため、村の産業基盤が失われかねず、ひいては村の存続にもかかわる状況である。

(2) 目標

このように雇用が確保できない状況において、効率を追求し、雇用の削減や労働環境の悪化に繋がることのないように、事業者が先端設備等を導入することにより、無駄をなくすが余裕は残す、残業がない等の魅力ある職場づくりを目指す。

また、これにより製品製造の効率化や品質の向上が図られ、販路の拡大にもつながることが見込まれる。

以上のことから、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済が発展していくことを目指す。

これを実現するために、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

農林水産業、製造業、サービス業を始めとする各産業は、村の発展、村民の働く場の確保や所得向上に寄与しており、村の経済や雇用の基盤となるものである。

したがって、すべての産業に広く事業者の生産性向上を実現する必要がある、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

飯舘村の産業は、村内の各行政区で事業が再開されており、また新たな立地も見込まれる。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、飯舘村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

飯舘村の産業は、農林業、建設業、製造業、卸・小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が村の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画の対象業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT・AI導入による業務の効率化、省エネ推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年8月27日から令和9年8月26日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減や賃金カットを目的とした取り組みは、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定や新たな雇用創出に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものは、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ③市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象をしないなど、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。